

ロトクラシーの内在的価値 ——対等者としての処遇の観点から

山口 晃人

要旨

代表者を選挙で選ぶ選挙代表政と、代表者をくじ引きで選ぶロトクラシーについて、それらが「対等者としての処遇」という内在的価値に関して同等であるという「代表制の内在的価値同等性テーゼ」を擁護する。すなわち、(1) 一方が人々を平等に扱うという内在的価値を持つならば、他方も同程度にその内在的価値を持ち、(2) 一方が人々を平等に扱うという内在的価値を持たないならば、他方もその内在的価値を持たないということを論じる。

キーワード：ロトクラシー、抽選制、内在的価値、代表制

1. 本稿の目的

「一人一票の平等選挙に基づく代表制システム（選挙代表政）」の代替案として、一般市民からの無作為抽出によって立法府の代表者を選ぶ、「籤に基づく代表制システム（ロトクラシー：lottocracy）」が近年注目を集めている（Cf. Zakaras 2010, Guerrero 2014, Gastil and Wright 2019, レイブルック 2019, 岡崎 2019, 山口 2020）。

ロトクラシーが注目されるのは、以下のような利点があるからだ。第一に、無作為抽出された少数の人々が立法活動に専念し、熟議（熟慮）を経て決定を下すので、衆愚政治の問題を回避しやすい。第二に、その統計的な代表性によって「人口の縮図」が実現されるので、あらゆる立場をその人口における割合に比例して立法府に代表できる。つまり、ロトクラシーは、衆愚政治の問題を回避しつつ、一般市民の意見を等しく意思決定に反映できる⁽¹⁾。

筆者の関心は、ロトクラシーが、選挙代表政の代替案たりうるかを検討することにある。その際、検討の基準となるのは、意思決定手続きの持つ道具的価値（instrumental value）と内在的価値（intrinsic value）である。道具的価値とは、手続きがもたらす結果の価値であり、内在

(1) これらの点については、別稿（山口2020）を参照。

的価値とは、手続きそれ自体の価値である⁽²⁾。ロトクラシーの道具的価値については既に別稿(山口2020)で検討したので、本稿では内在的価値を検討する。

しかしながら、紙幅の都合上、ロトクラシーの内在的価値に関するあらゆる論点を網羅することはできない。そこで、本稿では、「市民を対等者として処遇する (treat citizens as equals)」という内在的価値に絞って検討を行う⁽³⁾。それを検討するのは、それが他の制度にはない民主政の内在的価値として、特に重視されてきたからである⁽⁴⁾ (Cf. Christiano 2008, Anderson 2009, Viehoff 2014, Kolodny 2014)。

民主政が「対等者としての処遇」という内在的価値を有するとされてきたのは、以下の理由による。まず、各人を道徳的人格として平等に尊重すべきであるということは、多くの現代のリベラルな正義論によって認められている (Valentini 2013: p. 178)。しかしながら、「社会の中での(広汎な政治権力を享受する)「支配者(rulers)」と(政治権力を欠いた)「被支配者(subjects)」の分断は、正義の基礎となる平等な尊重という理想そのものを損なってしまう」。そこで、市民に集合的意思決定に対する平等な発言権を与える民主政が、平等な尊重の「手続き的保障」として要請されるのである (Valentini 2013: p. 181)。

本稿は、この「対等者としての処遇」を、ロトクラシーについて検討する。具体的には、選挙代表政およびロトクラシーについて、「代表制の内在的価値同等性テーゼ」を擁護する。

選挙代表政：一人一票の平等選挙によって代表者を選ぶ代表制システム

ロトクラシー：全有権者からの無作為抽出によって代表者を選ぶ代表制システム⁽⁵⁾

代表制の内在的価値同等性テーゼ：選挙代表政とロトクラシーは、「対等者としての処遇」という内在的価値に関して同等である。すなわち、(1) 一方が人々を平等に扱うという内在的価値を持つならば、他方も同程度にその内在的価値を持ち、(2) 一方が人々を平等に

(2) 道具的価値と内在的価値については、小林(2019: pp. 243-5)を参照。ただし、小林論文では、内在的価値を非道具的価値 (non-instrumental value) と表記している (小林2019: p. 265, 注9)。

(3) つまり、本稿は、人々を対等者として処遇するという内在的価値以外に、選挙代表政がロトクラシーの持たない内在的価値を持つ可能性を否定しない。例えば、選挙で代表者を選ぶ投票手続きに参加できるということに内在的価値があるかもしれない。本稿が扱う内在的価値は、あくまで対等者としての処遇の価値に限られる。

(4) ただし、このような内在的価値を否定する論者もいる (Cf. Arneson 2003, Brennan 2016)。

(5) 本稿では、選挙代表政およびロトクラシーが、代表「民主政」であるか否かについては言及せず、両者を単に「代表制システム」として扱う。これは、二つの制度が民主政であるかが、民主政の定義に依存する問題であり、また内在的価値を検討する上で、この問題について一定の立場をとる必要はないと考えられるからである。

扱うという内在的価値を持たないならば、他方もその内在的価値を持たない⁽⁶⁾。

つまり、選挙代表政とロトクラシーが、支配者と被支配者という権力差を防ぎ、集合的意思決定における市民の対等性を確保する手続き的な保障として、同程度のものであることを示す。

本稿は、以下のような構成をとる。第2節では、先行研究として福家（2019）を取り上げ、ロトクラシーの内在的価値検討の観点での、その問題点を明らかにする。第3節では、第4節、第5節での議論の前提を示す。第4節および第5節では、アンバーズ(Umbers 2018)とクリスティアーノ(Christiano 2008)によるロトクラシー批判を退けることを試みる。アンバーズとクリスティアーノを取り上げる理由は、管見の限り、「対等者としての処遇」という内在的価値に基づいて、ロトクラシーを明示的に批判している論者は彼らしか存在しないからである。

2. 先行研究の問題点

ロトクラシーの内在的価値を部分的に検討する論文としては、既に福家（2019）がある。

しかしながら、ロトクラシーの内在的価値の検討という観点では、福家論文には以下三つの問題がある⁽⁷⁾。第一に、福家は、最終的な意思決定を籤で決める政策コイントスをも含めた広い概念としてロトクラシーを定義している⁽⁸⁾。しかし、代表者を籤で選ぶロトクラシーを支持する論者は少なからず存在する一方で、政策コイントスを支持する論者はいない。そのため、選挙代表政の代替案としてのロトクラシーを検討するという観点では、政策コイントスをロトクラシーの定義に含む必然性はない。また、「コイントスという表現を過度に強調することは(…)ロトクラシーへの誤解へと繋がる」(福家2019:p. 45)。そこで、本稿では、福家が「代表制ロトクラシー」と呼ぶ、代表者を無作為抽出する形態のみを、ロトクラシーとして扱うことにする。

第二に、福家論文では、ロトクラシーへの内在的価値批判が検討されていない。福家を取り

(6) ただし、欠陥のある選挙民主主義やロトクラシーについては、この限りではない。例えば、籤で選ばれた一人の女王のみが統治するロトクラシー(Christiano 2008: p. 108)は、人々の利益を等しく代表することが合理的に期待できないので、その他の選挙代表政やロトクラシーが内在的価値を持つかどうかにかかわらず、内在的価値を持たないとみなされるかもしれない。

(7) 以下で挙げる問題点は、あくまでロトクラシーの内在的価値検討の観点での問題点である。福家論文の主題はロトクラシーではなく、デモクラシー固有の価値(「デモクラシーを支えるもの」)を発見することであり(福家2019:p. 36)、これらの問題点は福家論文の欠陥を示すものではない。

(8) 福家は、ロトクラシーを「最終的な政治的意志決定、あるいは、最終的な政治的意志決定を行う代表者の選出に対する零の影響力を、政治共同体の構成員に対して、平等に分配する政治体制」と定義しており、「2つの政策の内どちらを選択するのか、その決定をコイントスに委ねるのも、こうしたロトクラシーの一種である」と述べている(福家2019:p. 45)。

上げる、ヴィーホフ (Viehoff 2014: p. 375) とコロドニー (Kolodny 2014: p. 313) の批判は、ロトクラシーがデモクラシーと同等の内在的価値を持つことを認めた上での、道具的価値ベースの批判である (福家2019: pp. 90-1)。さらに、ヴィーホフらの批判は、ロトクラシーを明示的に批判するものではなく、あくまで政策コイントスを批判するものである⁽⁹⁾。ロトクラシーの内在的価値を検討するためには、それを正面から批判するクリスティアーノとアンバーズに取り組まねばならない。

第三に、福家論文はロトクラシーとデモクラシーを対抗的なものとして扱っているが、これもロトクラシーの内在的価値検討という観点では、あまり適切ではない。ロトクラシーは、民主政ではなく、同じ代表制である選挙代表政の代替案として提示されてきた。また、人々が平等に意思決定に参加できる直接制と、一部の代表者のみが意思決定に参加でき、それゆえ代表者と一般市民の間に権力差のある代表制では、内在的価値が異なる可能性がある⁽¹⁰⁾。直接制と代表制の両方を検討することは筆者の能力を超えているため、本稿では、選挙代表政とロトクラシーの比較に議論を限定することにしたい。

3. 議論の前提

この節では、第4節および第5節で、ロトクラシーへの内在的価値批判に取り組む前準備として、いくつかの前提を置く。

第一に、本稿では、以下のロトクラシー構想を前提に議論を進める⁽¹¹⁾。まず、立法機能は、三年任期の二五〇〇人の無作為抽出された成人市民からなる一院制抽選制議会が担う。人々は選ばれても法的に代表を務める義務はないが、十分な報酬を用意される⁽¹²⁾。議会では、審議の最初に、適切な主題についての様々な専門家からレクチャーを受ける⁽¹³⁾。

(9) 特にコロドニーは、代表者を籤で選ぶロトクラシーを代表民主政の一形態として認めているように思われる (Kolodny 2014: pp. 317-8)。

(10) ヴィーホフも彼の対等な関係性に基づく民主政の内在的価値論において、代表者の存在が問題となりうることを認めている (Viehoff 2014: p. 363, 注37)。

(11) この構想はロトクラシーについての具体的なイメージを喚起するために用いる一例にすぎず、筆者自身もこの構想を支持してはいない。代表者を籤だけで選出する純粋なロトクラシーは、道具的価値の観点で重大な欠陥を抱えており、現実の社会に導入すべきではない。人民の利益を促進するためには、選挙制議院と抽選制議院からなる二院制構想が要請される (山口2020)。本稿が示すのは、道具的価値の観点では欠陥がある純粋なロトクラシーでさえ、「対等者としての処遇」という内在的価値については選挙代表政と同等であるということである。

(12) ただし、選ばれた人に辞退を認める場合には、統計的な代表性が失われる恐れがある。この点については、山口 (2020: p. 374) を参照。

(13) この構想は、ゲレーロの「SILL (single-issue lottery-selected legislature)」を元にしてしている。ただし、SILLは、教育や農業などの分野ごとに設置され、各SILLの定数は三〇〇人という違いがある (Guerrero 2014:

議員定数を二五〇〇人とするのは、それだけの人数がいれば、全体の人口との決定の誤差は九五%信頼区間で±二%程度にとどまるからである。無作為抽出された二五〇〇人のうち一二五〇人が賛成の場合、人口全体の賛成率は九五%信頼区間で四八～五二%である⁽¹⁴⁾ (Carson and Martin 1999: pp. 25-6)。以下では、このロトクラシー議会が統計的な代表性を有するという前提の下、議論を進める。

第二に、議論のために、直接民主政が「対等者としての処遇」という内在的価値を有すると仮定する。直接民主政は以下の「平等な参加の権利」を保障することで、「対等者としての処遇」を実現する。

平等な参加の権利:政治共同体 (political jurisdiction) に属する各人は、その政治制度によってどのような政治的な行動がとられるかの決定に、実際に参加する平等な権利を持つべきである。(Guerrero 2012: p. 312)

「平等な参加の権利」は、万人が実際に共同体のなす個々の意思決定に対して、等しく投票できることを要請する。そして、この権利は、代表制では保障されえない。なぜなら、代表制においては、個々の意思決定に対して投票できるのは、選ばれた代表者に限られるからである。

とはいえ、選挙代表政とロトクラシーは、代表者選出手続きにおいては、人々を対等者として処遇しているように見える。なぜなら、選挙代表政は万人に選挙での平等な投票権を保障するという仕方、ロトクラシーは万人に意思決定者となる平等な機会を保障するという仕方、それぞれ一種の政治的平等を保障するからだ。

選挙代表政

意思決定者の公的な選択に、平等な地位で実際に参加する権利:政治共同体に属する各人は、意思決定者の公的な選択に、他のすべての市民と平等な地位で、実際に参加する平等な権利を持つべきである。(Guerrero 2012: p. 323)

ロトクラシー

意思決定者になる平等な機会:政治共同体に属する各人は、もし「万人が意思決定に参加するのではなく」意思決定者の部分集合「のみ」が選抜されるならば、意思決定者となる平等な機会を持つべきである。(Guerrero 2012: p. 323 [] 内は引用者)

pp. 155-6)。

(14) なお、ここで挙げられているのは、個別の政策についてのものであり、無数の政策を扱う中で、全体の人口との誤差が±二%程度にとどまらない決定が下される確率は高くなっていく。したがって、実際にどの程度の統計的な代表性が確保できるかについては、より詳細な検討を要する。この点を指摘していた、匿名査読者の方に感謝を申し上げる。

重要なのは、より多くの知識を有する人々や、高額納税者に追加の投票権を認める代表者選出手続きとは異なり、これらの手続きが「対等者としての処遇」に抵触するような明白に不平等な取り扱いを含んでいないと考えられる点である。したがって、これらの手続きは、積極的な批判がない限り、「推定的に平等な代表制手続き」として、「対等者としての処遇」に関して同等であるとみなすことができる。

以下では、「ロトクラシーが「対等者としての処遇」という内在的価値を持たず、かつ、選挙代表政はその価値を持つ」、そしてそれゆえに「代表制の価値非同等性」が成り立つとする、アンバーズとクリスティアーノの議論が成立しないことを示すことで、「代表制の内在的価値同等性テーゼ」を擁護する。

4. アンバーズのロトクラシー批判

この節では、アンバーズ (Umbers 2018) によるロトクラシーの内在的価値批判が、同時に選挙代表政の内在的価値を否定しない限り、成り立たないことを示す。

4.1. アンバーズの批判

アンバーズは、ロトクラシーを批判するにあたって、以下の公正な籤の条件を導入する。

公正が、公正な籤による財の分配を要請するのは、通常、少なくとも以下の三つの条件を満たす場合に限られる：

1. ある財について積極的な請求権 (claim) を持つ多くの個人が存在し、
2. 各人の請求権が少なくともおおよそ同等の強さを持ち、
3. それらの諸個人の間での財の平等な分配が不可能である (Umbers 2018: p. 3)

この公正な籤の条件を導入した上で、アンバーズは、代表者職がこれらの条件を満たす財ではないと主張する。アンバーズが問題視するのは、公正な籤の第一条件である。この条件は、籤による分配の対象となる財が、積極的な請求権を持つ多くの個人が存在する財であることを要請する。しかし、代表者職はその条件を満たさない。なぜなら、非対称的に大きな権力と権威を享受する代表者職に対して人々が請求権を持つというのは反直観的であり、社会的平等とも衝突するからである (Umbers 2018: p. 6)。したがって、代表者職への請求権に基づくロトクラシーは許容できない。

上記のアンバーズの批判は以下のように整理できる。

UO1 (公正な籤の条件)：籤による分配が公正であるのは、その財に対し積極的な請求権を

持つ多くの個人が存在し、その請求権の強さがおおよそ等しく、財の平等な分配が不可能である場合のみである

UO2：非対称的に大きな権力・権威を享受する職務に対して、人々は積極的な請求権を持たない

UO3：代表者職は非対称的に大きな権力・権威を享受する職務である

UO4：代表者職に対して、人々は積極的な請求権を持たない ∴ UO2 & UO3

UO5：代表者職を籤によって分配するのは公正ではない ∴ UO1 & UO4

UO6：代表者職の分配が正当化されるのは、代表者職が公正な分配手続きによって分配される場合、かつその場合のみである。

UO7：代表者職を籤によって分配することは正当化されない ∴ UO5 & UO6

したがって、アンバーズの批判が正しいとすれば、ロトクラシーは正当化できない。

4.2. 批判への応答

しかしながら、上記のアンバーズの批判は当たっていない。なぜなら、ロトクラシーは、必ずしも非対称的に大きな権力を有する代表者職への請求権に依拠する必要はなく、人々の持つ集合的意思決定への権利に依拠することによっても正当化できるからである。第3節で見た「意思決定者になる平等な機会」が、「もし [万人が意思決定に参加するのではなく] 意思決定者の部分集合 [のみ] が選抜されるならば」(Guerrero 2012: p. 323 [] 内は引用者) という条件付きのものであったことを思い起こしてほしい。そもそもロトクラシーが要請されるのは、以下のような代表制の制約が存在するからである。

代表制の制約：共同体のあらゆる意思決定を、共同体に属するすべての人々の投票によって行う（すなわち万人が意思決定権を持つ）のは不可能であるか、望ましくない

そして、この制約下では、意思決定権を公正な籤によって分配することが正当化される。なぜなら、代表制の制約下では、意思決定者となる「平等な参加の権利」を万人に同時に保障することはできないからだ。すなわち、①権利を持つ多くの個人が存在し、②その権利の強さがおおよそ等しく、③その平等な分配が不可能であるという「公正な籤の条件」が満たされているので、意思決定権の公正な籤による分配が正当化される⁽¹⁵⁾。4.1で見たように、アンバーズ自

(15)この点に対して、「平等な参加の権利」は請求権ではないため、公正な籤の条件を満たさないという反論があるかもしれない。しかしながら、この反論が仮に成り立つとしても、単に「公正」が籤による分配を要請しただけである。この反論は、籤による分配の積極的な否定ではない。そのため、人々が選挙手続きに同意することで、選挙による分配が要請されるように、人々がロトクラシー手続きに同意する場合には、

身も「公正な籤の条件」は認めているので、意思決定への平等な権利に依拠するロトクラシー論はアンバーズの批判を回避できる。

上記のロトクラシー批判への応答は以下のように整理できる。

R1 (平等な参加の権利)：人々は共同体における集合的意思決定に実際に参加する平等な権利(意思決定権)を持つ

R2 (代表制の制約)：共同体のあらゆる意思決定を、共同体に属するすべての人々の投票によって行う(すなわち万人が意思決定権を持つ)のは不可能であるか、望ましくない

R3：代表制の下では、人々が等しく持つ意思決定権を同時に満たすことはできない ∴ R1 & R2

R4 (公正な籤の条件')：籤による分配が公正であるのは、権利を持つ多くの個人が存在し、その権利の強さがおおよそ等しく、平等な分配が不可能である場合のみである

R5：意思決定権を籤によって分配するのは公正である ∴ R3 & R4

R6：意思決定権の分配が正当化されるのは、意思決定権が公正な分配手続きによって分配される場合、かつその場合のみである。

R7：意思決定権を籤によって分配することは正当化される ∴ R5 & R6

つまり、一部の人々(代表者)のみが意思決定権を享受するのは代表制の制約のためである。ロトクラシー論者は非対称的に大きな権力に対する積極的な請求権を擁護せずとも、代表制の制約下では、ロトクラシーを擁護できる。

また、仮に非対称的に大きな権威・権力を持つ代表者職が存在すること自体が対等な関係性を毀損するならば、選挙代表政もまた人々を対等者として処遇していない。アンバーズは、選挙代表政では、代表者の任命を通じて人々を間接的に代表できるので対等な関係性を毀損しないと主張するかもしれない。しかしながら、それが正しいとするならば、ロトクラシーは統計的な代表性によって人々を代表していると応答できる。選挙の正統性が、代表者が市民の利益を代表するという合理的な期待に基づいているとすれば、ロトクラシーもまた、籤代表の決定が我々の熟慮した決定と一致するという合理的な期待によって正統なものとなるはずである⁽¹⁶⁾。したがって、ロトクラシーのみを退けて選挙代表政を擁護するアンバーズの試みは成

その「同意」が籤による分配を要請するように思われる。したがって、厳密に言えば、UO1とR4は、籤による分配が公正であるための必要条件ではない。

(16) 選挙を通じた代表者のコントロール可能性がある点で、選挙代表政はより優れているという再反論もあるかもしれない(Umbers 2018: pp. 10-1)。しかしながら、選挙によるコントロールは十分ではなく(山口2020: pp. 372-3)、またロトクラシーでは統計的な代表性が担保されるため、代表者コントロールの必要性はより乏しい。したがって、これらの点を総合的に考慮すれば、選挙代表政が「対等者としての処遇」を実現する「手続き的保障」としてより優れているとは言えない。

功していない。

5. クリスティアーノのロトクラシー批判

この節では、クリスティアーノによるロトクラシーの内在的価値批判が、同時に選挙代表政の内在的価値を否定しない限り成り立たないことを示す。

5.1. クリスティアーノの批判

クリスティアーノは以下のような賃金分配のアナロジーに訴えることで、籤による分配の不適切性を示そうとする。

例えば、我々が三人の平等に値する労働者に、同一の賃金を与えるか、すべての賃金を受け取る平等な機会を与えるかを選ぶことができる場合を考えてほしい。そして、我々が後者の選択肢を選び、その結果労働者のうちの一人がすべての収入を得ることを考えてほしい。これは公正だろうか。より適切に言えば、これは各人に平等な賃金を与えるのと同じくらい公正だろうか。私はこれが同じくらい公正ではなく、これが同じくらい公正ではないということに万人が同意すると考える。平等な籤はある種の平等を実現するが、実現される平等は平等な賃金によって実現される平等よりも薄いものである。(Christiano 2008: p. 109)

つまり、平等な賃金分配と平等な賃金の機会の分配が異なるように、集合的意思決定への平等な影響力の分配（直接民主政）と平等な影響力の機会の分配（ロトクラシー）は異なる。ロトクラシーは影響力の機会の平等のみしか実現しないので正当化されない。特に問題なのは、それが「交渉、熟議、妥協」の可能性を閉ざしてしまうことである（Christiano 2008: p. 110）。ロトクラシーでは、意思決定のための議題や決定の具体的な内容についての交渉や熟議がどの程度行われるかは、完全に籤で選ばれた支配者の自由裁量に委ねられる（Christiano 2008: p. 111）。もし、この批判が正しければ、籤で選ばれた支配者が意思決定を独占するロトクラシーは、その手続きにおいて人々を対等者として処遇する手続きとは言えないだろう。

5.2. 批判への応答

クリスティアーノの批判は、以下の三つの理由から失敗していると考えられる。第一に、対等者としての処遇の観点で、仮にロトクラシーが直接民主政よりも劣っているとしても、代表制の制約（4.2を参照）の下では直接民主政は実行不可能であるか、「対等者としての処遇」以

外の考慮から望ましくない。したがって、ロトクラシーは、それが内在的価値を持つかはともかくとして、代表制の制約下における直接民主政の代替案として、少なくとも許容される。

第二に、4.2で述べたように、代表者への権力集中を問題視するならば、ロトクラシーだけでなく、選挙代表政にも問題がある。なぜなら、選挙代表政においても、被代表者の利益を代表するかどうかは、あくまで代表者の自由裁量に委ねられているからである⁽¹⁷⁾。影響力の平等分配が実現できない点では、選挙代表政もロトクラシーと変わらない。

第三に、クリスティアーノの選挙代表政擁護論から、仮に直接民主政よりも不平等な面があるとしてもロトクラシーは正当化される。クリスティアーノは、現代の国家において、直接民主政を行えば、市民は立法に関わる時間がないため、エリートにより容易に扇動されてしまうと指摘する。他方、選挙代表政は、市民が選挙を通じて社会が追求すべき目標を定め、選ばれた代表がその目標を実現する手段を実行するという効果的な分業により、人々の利益をより良く促進できる。つまり、選挙代表政は、直接民主政に対してパレート優位である（誰の利益も後退させることなく、より大きな全体の利益をもたらす（Christiano 2008: p. 37））ので、直接民主政よりも不平等な面（市民と代表者の権力差）があるとしても正当化される⁽¹⁸⁾（Christiano 2008: pp. 104-6）。

上記の議論が成り立つとすれば、ロトクラシーもまた、直接民主政よりもパレート優位な制度構想として正当化される。なぜなら、第1節の冒頭で述べたように、ロトクラシーは、人口の縮図を実現しつつ、選ばれた市民の代表が立法に専念することを可能にするからである。エリートによる扇動を受けないので、人々のより平等な利益促進が可能となる。したがって、直接民主政よりも不平等な面（市民と代表者の権力差）があるとしても、ロトクラシーは、選挙代表政と同様に、「対等者としての処遇」という内在的価値を持つと言えるかもしれない⁽¹⁹⁾。

(17) 選挙代表政は選挙によるコントロールがある点で異なるという反論があるかもしれないが、それについては、注(16)を参照。また、選挙代表政では、繰り返し同じ人物が代表者に選ばれやすく、権力集中が起こりやすいとも考えられる。

(18) 「対等者として認められ承認される利益はあらゆる不平等によって後退させられるわけではない。…もし権力の不平等がいかなる実行可能な権力の平等よりもパレート優位であり、このことが公的に明らか事実であるならば、不平等は誰の利益も後退させないように思われるというのは明らかに見える。…したがって、ここにはいかなる劣った地位の含意もない。もちろん、第1章で述べたように、ここにはある人々の利益はほかの人々のそれほど促進されないという不正義がある。しかし、不正義は平等な地位の利益の後退の結果ではない。」（Christiano 2008: p. 93, 注10）

(19) このことは、民主政とロトクラシーを対立的に扱うクリスティアーノの論法自体の誤りを示していると言える。第1節での定義の通り、ロトクラシーは代表制の一形態として理解する方が適切であり、同じく代表制である選挙代表政と比較すべきであった。クリスティアーノの批判の説得力は、ロトクラシーと直接民主政（誤って）比較することに由来しているように思われる（アンバーズの批判についても同様のことが言える）。ロトクラシーを直接民主政と比較して不平等と切り捨てた上で、パレート優位性に基づいて選挙代表政を評価するクリスティアーノの論法は、ダブルスタンダードである。

しかしながら、クリスティアーンによるパレート優位性に基づく選挙代表政擁護は、厳密には平等な利益促進への道具的価値に依拠しており、内在的価値に基づく擁護とは言えない⁽²⁰⁾。もしそうであるとすれば、第二の理由で述べたように、選挙代表政もロトクラシーも、代表者に権力を集中させることで、影響力の平等分配に失敗しているため、「対等者としての処遇」という内在的価値を持つとは言えない。つまり、内在的価値に基づいて正当化される可能性を持つのは、万人が集合的意思決定への平等な影響力を持つ直接民主政のみということになる。

いずれにせよ、選挙代表政とロトクラシーは同程度に内在的価値を持つか、同程度に内在的価値を持たないかのどちらかしかないので、ロトクラシーのみを退けようとするクリスティアーンの試みは失敗している。

6. 結論

本稿では、選挙代表政とロトクラシーは、「対等者としての処遇」という内在的価値に関して同等であるとする、「代表制の内在的価値同等性テーゼ」の擁護を試みた。

第4節では、非対称的に大きな権力を持つ代表者職に対する請求権が存在しないため、それに基づくロトクラシーは擁護できないとするアンバーズの批判に対し、そのような請求権に依拠せずとも、人々の「平等な参加の権利」を同時に保障できない代表制の制約下での次善策として、ロトクラシーが擁護できると論じた。

第5節では、平等な影響力の分配(直接民主政)と平等な影響力の機会の分配(ロトクラシー)の差異に基づくクリスティアーンの批判に対し、影響力の平等分配ができないのは選挙代表政も同様であり、もし平等分配が要請されるのであれば、ロトクラシーだけでなく選挙代表政も否定されると論じた。

したがって、選挙代表政のみが「対等者としての処遇」を実現するとは言えず、「代表制の内在的価値同等性テーゼ」が成り立つ。

このことは、選挙代表政の内在的価値擁護論者がロトクラシーにより真剣に向き合う必要があるということを示している。「対等者としての処遇」という内在的価値のみに依拠するならば、

また、民主政と籤を対抗的に扱うことは思想史的にも問題がある。そもそも近代より前には、籤は民主政、選挙は貴族政と結びつけられており、選挙と民主政が結びついたのは近代代表制が定着した後のことである。そして、近代代表制の創設者たちも、自分たちの政治制度が民主政であるとは認識していなかった(Manin 1997: Chs. 1-2, レイブルック 2019: 第3章)。

(20) 井上(2012: pp. 149-53)と福家(2019: pp. 64-72)も、クリスティアーンの議論は、平等の価値に基づくものではなく、広汎な不同意や認知バイアスを前提とした状況依存的なデモクラシー擁護論にとどまると指摘している(井上2012: pp. 152-3, 福家2019: pp. 70-2)。パレート優位性に基づく選挙代表政擁護論もまた、内在的価値に基づくものというより、状況依存的な道具的価値に基づく擁護論として解釈する方が妥当であろう。

直接民主政しか擁護することはできないかもしれない⁽²¹⁾。選挙代表政にその内在的価値が認められる場合でも、ロトクラシーは排除できない。したがって、どうしてもロトクラシーを排除したいならば、道具的価値（あるいは対等な関係性以外の内在的価値）の次元で決着をつけねばならない⁽²²⁾ ⁽²³⁾。

謝辞

本稿の草稿は、井上彰先生、森政稔先生、齋藤純一先生のゼミ、そして2019年10月26日の社会思想史学会研究大会（司会：野口雅弘先生）で報告させていただき、先生方をはじめ参加者の皆様から多数のコメントをいただいた。また、井上先生と小川亮さんからは個別に詳細なコメントをいただいた。二名の匿名査読者の先生方からも、貴重なご指摘をいただいた。本稿を執筆する上でお世話になったすべての方々に、心より御礼申し上げる。

※本稿は日本学術振興会科学研究費（19J22485）の成果の一部である。

参考文献

- Anderson, E. (2009) "Democracy: Instrumental vs. Non-instrumental Value," *Contemporary Debates in Political Philosophy*. pp. 213–27.
- Arneson, R. J. (2003) "Defending the Purely Instrumental Account of Democratic Authority," *Journal of Political Philosophy* Vol. 11, No. 1, pp. 122–32.
- Brennan, J. (2016) *Against Democracy*. Princeton University Press.
- Carson, L. and Martin, B. (1999) *Random Selection in Politics*. Praeger.
- Christiano, T. (2008) *The Constitution of Equality: Democratic Authority and its Limits*. Oxford University Press.
- Gastil, J. and Wright, E. O. (2019) *Legislature by Lot: Transformative Designs for Deliberative Governance*. Verso.
- Guerrero, A. A. (2012) *Democracy and Legitimacy*. Dissertation Submitted in Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree of Doctor of Philosophy.
- Guerrero, A. A. (2014) "Against Elections: The Lottocratic Alternative," *Philosophy and Public Affairs* Vol. 42, No. 2, pp. 135–78.
- Kolodny, N. (2014) "Rule Over None II: Social Equality and the Justification of Democracy," *Philosophy & Public Affairs* Vol. 42, No. 4, pp. 287–336.

(21) 社会的平等の観点から代表制が正当化される条件を検討するものとして、(Kolodny 2014: pp. 317–20)。

(22) 道具的価値の次元での評価は、別稿（山口2020）を参照。別稿では、現実社会を想定すると、選挙制も抽選制も単体では擁護できず、選挙制議院と抽選制議院の二院制が望ましいと論じている。

(23) 紙幅の都合上、本稿では、現実には選挙代表政およびロトクラシーが実施された場合、どちらがより市民を対等者として処遇するシステムであると言えるかについては検討できない。ただし、選挙代表政の抱えるいくつかの問題（少数派が代表者を持つことができない恒久的少数派問題や、富裕層の過剰代表の問題など）をロトクラシーが回避できることを考えれば、ロトクラシーがより優れている可能性はある。富裕層の過剰代表の問題については、山口（2020：pp. 370–2）を参照。

- Manin, B. (1997) *The Principle of Representative Government*. Cambridge University Press.
- Umbers, L. M. (2018) "Against Lottocracy," *European Journal of Political Theory*.
- Valentini, L. (2013) "Justice, Disagreement and Democracy," *British Journal of Political Science* Vol. 43, Issue 1, pp. 177-99.
- Viehoff, D. (2014) "Democratic Equality and Political Authority," *Philosophy and Public Affairs* Vol. 42, No. 4, pp. 337-75.
- Zakaras, A. (2010) "Lot and Democratic Representation: A Modest Proposal," *Constellations* Vol. 17, No. 3, pp. 455-71.
- 井上彰 (2012) 「デモクラシーにおける自由と平等：デモクラシーの価値をめぐる哲学的考察」齋藤純一・田村哲樹編『アクセスデモクラシー論』日本経済評論社。
- 岡崎晴輝 (2019) 「選挙制と抽選制」『憲法研究』第5号。
- 小林卓人 (2019) 「政治的決定手続きの価値——非道具主義・道具主義・両立主義の再構成と吟味」『政治思想研究』第19号。
- 福家佑亮 (2019) 「デモクラシーを支えるもの」『実践哲学研究』第42号。
- 山口晃人 (2020) 「ロトクラシー：籤に基づく代表制民主主義の検討」『政治思想研究』第20号。
- レイブルック, D. ヴァン. (2019 [2013]) 岡崎晴輝・D. ヴァンオーヴェルベーク訳『選挙制を疑う』法政大学出版社。

